

令和8年度母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和8年4月1日から適用)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,720,000円 団体貸付 5,580,000円		1年	7年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,860,000円		6箇月	7年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童※ 父子家庭の父が扶養する児童※ 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	月額 146,000円 (別表1)	就学期間中	当該学校卒業後6箇月	20年以内 専修学校一般課程5年以内	無利子 ※※
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 一括(12月分) 816,000円 運転免許取得 460,000円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童※ 父子家庭の父が扶養する児童※ 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 運転免許取得 460,000円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子 ※※
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	110,000円 自動車購入 340,000円 (自動車のみの場合は230,000円)		1年	6年以内	親に貸付ける場合 <保証人有> 無利子 <保証人無> 年1% (子に係るもの) 無利子 児童に貸付ける場合 無利子(親等を連帯保証人とする)
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦	医療(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療 340,000円 医療特別 510,000円		医療・介護を受ける期間を満了後6箇月	5年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	介護(当該介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	介護 500,000円				
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①知識技能を習得している間	月額 141,000円 一括 423,000円 生計中心者でない場合は月額76,000円	5年以内	知識技能習得後6箇月	20年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
		②医療・介護を受けている間	月額 118,000円 一括 354,000円 生計中心者でない場合は月額76,000円	1年以内	医療・介護終了後6箇月	5年以内	
	母子家庭の母 父子家庭の父	③母子家庭又は父子家庭になって7年未満の母又は父の生活を安定・継続する間(生活安定期間)	月額 118,000円 一括 354,000円 (合計2,832千円を限度) 生計中心者でない場合は月額76,000円 養育費取得のための裁判費用の場合(12月相当)は1,416,000円		生活安定期間の貸付満了後6箇月	8年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1% 裁判費用の場合は48万円以内は無利子(生活安定期間に係る無利子範囲額の累計が96万円を超えない場合に限る。)
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	④失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 118,000円 一括 354,000円 生計中心者でない場合は月額79,000円	離職した日の翌日から1年以内	失業期間満了後6箇月	5年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
	母子家庭の母 父子家庭の父	⑤家計急変者であり、ア児童扶養手当等を受給しておらず、イ貸付申請月の前月の所得に12を乗じて得た額が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表第2欄に定める額未満の者	月額 48,050円	原則3箇月 一度に3箇月の範囲内で、最長1年まで延長可	6箇月	10年以内	
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別(災害等) 2,000,000円		6箇月	6年以内 特別 7年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6箇月	3年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童※ 父子家庭の父が扶養する児童※ 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	590,000円 (別表2)		当該学校卒業後(児童が義務教育終了前)のときは終了後)6箇月	就学20年以内 専修学校一般課程修業施設5年以内	無利子 ※※
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童※、父子家庭の父が扶養する児童※及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	340,000円		6箇月	5年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%

※児童・・・配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。

※※親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする(連帯保証人は不要)。児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。